

ダンプアップによる管理橋接触事故が発生。荷台の格納は確実に！



ダンプトラック等でダンプアップしたまま走行し、架空線や橋桁を損傷する事故が毎年発生しています。発進前には荷台が下がっていることを確実に確認しましょう。

事故事例 ダンプアップしたまま走行し重大事故発生

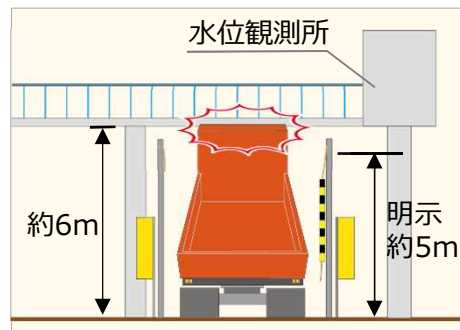
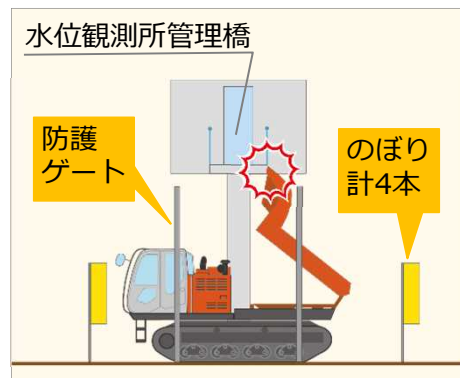
【事故概要】 掘削土を不整地運搬車で土砂仮置き場まで運搬作業中、土砂を荷下ろし後にダンプアップしたまま走行し、工事用道路の上空に架設されていた水位観測所の管理橋に激突し、下部工に貫通クラックが発生した。なお、「頭上注意ののぼり」や簡易な「防護ゲート（単管、コーンバー）」は設置されていた。

【主な要因】 ①運転手の不注意。

- ②運転手に対する安全教育が結果的に不十分であった。
- ③管理橋等に対する安全対策が結果的に不十分であった。

【再発防止対策】 ①不整地運搬車に、荷台が上がった状態ではブザーが鳴る装置を取り付ける。

- ②架設物の7～10m手前に足場材によるゲートを設置する。
- ③見張り員を配置する。
- ④重機ゲート部に感知センサーによるブザー・回転灯を取り付ける。
- ⑤現場にて安全教育、施工計画の再確認及び安全指示の再指導を行う。



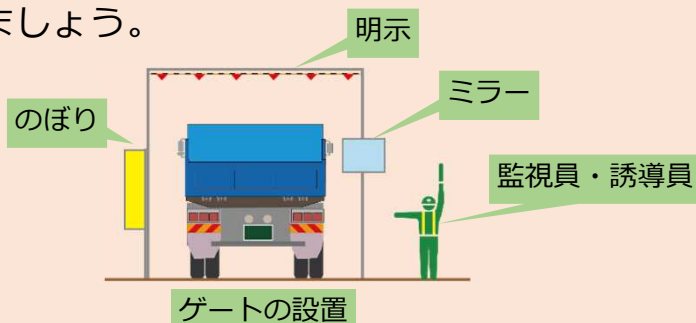
事故防止ポイント



- 荷台が下がっていることを指差呼称などにより確認して発進しましょう。
- 荷台が上昇していることを知らせる警報音・ランプなどの警告装置を設置しましょう。
- 警告音が鳴る警告装置を設置していても、ラジオ・音楽等で警告音に気付かない例もあります。ラジオ・音楽を聴く時は警告音が聞こえる音量にしましょう。
- 工事現場出入口や工事現場内の架空線や上空に構造物がある場合には、ゲートの設置、監視員・誘導員を配置し、運転手が荷台の戻し忘れをしても事故を防げる体制にしましょう。
- ゲートには、運転手が荷台の状況を確認できるようにミラーを設置しましょう。
- 工事現場への入退場が込み合うと確認作業が疎かになることがあります。監視員・誘導員を増員する、入退場が込み合わないよう調整する等、現場全体で適切に管理するようにしましょう。
- 工事現場内に架空線や上空に構造物がある場合には、材料・資材運搬車運転手にハザードマップ等によって位置の周知を行いましょ。
- 現場の安全責任者は計画通りに安全対策が実施されているか、現場状況に合わない安全対策となっていないか不定期に確認しましょう。



ラジオ・音楽を流す場合は、警告音が聞こえる音量にする



ひとつひとつの確認作業を確実に実施しましょう。

新規入場者教育は事故防止のために重要です

～教育が事故に対する考え方や行動に大きな影響を与えます～

新規入場者教育とは、建設工事現場に作業員が初めて入場する際に行われる教育のことです。建設工事での事故の多くは新規入場者が占めているといわれています。新規入場者が増える新年度に向けて今から準備を進めましょう。



■新規入場者教育とは・・・

土木・建設現場では、新規に入場した関係請負事業者が、現場に関する知識・情報が不十分なまま作業を行い、被災する傾向があります。そのため、現場の状況・現場独自ルール・安全作業に必要な事項等を、その現場に入場する際に教育し、併せて作業員本人の経験や健康の確認を行うことが決められています。



■新規入場者教育の基本的事項

新規入場者教育は教育内容をまとめた資料を用いて説明すると理解しやすくなります。新規入場者教育の標準的な内容を紹介します。

- 1. 所長方針**：元請の現場所長の方針、作業員の通路以外の歩行禁止などの重点実施事項等を記載する。なお、方針には安全に関する方針を盛り込む。
- 2. 工事概要**：工事名称、工期、建物の構造、発注者、設計者、施工者名等を記載する。
- 3. 施工管理体制**：元請の工事事務所の組織や安全衛生管理体制等を記載する。
- 4. 現場配置図**：施工現場の平面図に施工範囲、出入り口、工事事務所までの決められた通勤通路、休憩所、トイレ、喫煙場所等を図示する。
- 5. 車両・通勤・交通**：現場の始業時刻、工事車両（通勤車両、資機材搬入車両等）の敷地外駐車場から現場への入場ルート、現場内の工事用駐車場の位置、守衛が不在の場合の現場入退場の方法、現場内の制限速度、高さ制限等の車両走行時の現場ルール等を記載する。
- 6. 基本事項**：朝礼、TBM（ツール・ボックス・ミーティング）、KY活動（危険予知活動）への参加、保護具の着用、有資格者の配置、持ち込み機械の点検や許可ルール、必要となる養生措置、火災や事故発生時の報告等、工事施工の前提となる基本的な事項を記載する。
- 7. 現場の独自ルール**：現場の施工環境、近隣協定等で遵守しなければならない現場特有のルールや所長方針等で取り決めていているルールについて記載する。
- 8. 品質・環境・その他**：品質管理のための施工要領書や作業手順の遵守、施工出来ない場合の元請社員との協議、清掃と整理整頓の実施、産業廃棄物の分別と指定場所への廃棄、煙草の吸殻の始末等を記載する。
- 9. 職長の皆さんへ**：職長会活動、作業間連絡調整会議への積極的な参加、KY用紙・作業安全指示書の記入、作業終了時の報告など職長の遵守すべき事項等を記載する。

（建設現場における新規入場者に対する教育テキスト。建設業労働災害防止協会（厚生労働省委託事業）を基に作成）

**別の工事現場の経験者であっても新しい現場では「未経験者」です。
作業員のレベル・適性にあわせて、必ず実施しましょう。**

外部からの問合せで、事故があったことが判明

～事故が発生した場合には、発注者に報告する必要があります～

直轄業務において、受注者が発注者に事故報告をしていなかった事案がありました。交通誘導員が警備車両と接触して足を骨折した事故で、事故発生から約1ヶ月後に、外部からの問合せで発注者が知りました。

工事および業務において、事故が発生した場合は発注者に報告が必要です。報告がなかった場合は、受注者に厳しい罰則が科される場合があります。また、元請業者は下請業者に対して事故報告について必ず指導しましょう。

- 参考 事故報告について、次に記載があります。
土木工事共通仕様書(案)1-1-1-30 事故報告書
土木設計業務等共通仕様書(案)第1132条 8

事故が発生
しました



受注者



発注者